

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年3月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月19日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月16日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録では、A社において昭和36年2月16日に被保険者資格を喪失したことになっているが、その後も勤務は継続し、同年7月1日にはB職として本採用されている。

したがって、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和46年6月から勤務したC社を継承するD社が保管する人事記録（職員名簿）により、申立人は、申立期間より前の35年12月26日から36年2月16日までの期間及び申立期間のうち36年3月19日から同年7月1日までの期間について、E職としてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人がE職としてA社に勤務していた期間のうち、申立期間より前の昭和35年12月26日から36年2月16日までについては、厚生年金保険の加入記録が確認できるほか、申立期間当時の上司及び同僚は、「E職は、採用時から年金制度に加入することになると思う。」と述べている上、E職となった時期を記憶していた同僚9人中7人は、E職となった年月と厚生年金保険の被保険者資格取得年月が一致することが確認できる。

さらに、申立人は、昭和36年7月1日にB職に任命されたことが前述の人事記録から確認できる上、同日からF共済組合の組合員となっていることが

社会保険庁のオンライン記録から確認できることから、同日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年1月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年3月から同年6月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年2月16日から同年3月18日までの期間については、申立人は、G職としてH社に勤務していたことが前述の人事記録により確認できるが、H社は当該期間に厚生年金保険の適用事業所となっていない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月5日から36年8月22日まで

私は、昭和33年8月にA社にB職として採用され、同社が35年7月に厚生年金保険に加入すると同時に、被保険者資格を取得した。その後も勤務は継続している上、同年9月から、給与が日給制から月給制に変わったにもかかわらず、同年10月5日に被保険者資格を喪失したことになっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D支店から提出のあった履歴証明により、申立人は、申立期間において、E職、次いでF職としてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人と同じく昭和35年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚11人のうち、その後、G共済組合に加入した6人中4人は同共済組合に加入するまでの間の被保険者期間に空白が無いことが確認できる。

さらに、当該同僚4人のうち、経歴を聴取できた一人は、申立人と同様に昭和35年11月1日に雇用予定期間を2か月とするE職、次いで36年4月1日にF職となったとしており、当該同僚は、E職又はF職であった期間も引き続き厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 9 月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から同年10月1日まで

私は、昭和36年5月1日から同年12月末まで、A社に、次いで同社内にあったB社に引き続き勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることには納得できない。

また、私は、前述のとおり継続して勤務していたことから、申立期間の厚生年金保険料も継続して控除されていたものと確信している。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、A社において昭和36年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月1日に喪失後、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日の同年10月1日にB社において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社の同僚は、申立人は同社に勤務した後、引き続き同社内で申立人が一人でB社の事務を行っていたとしていることから、申立人が、申立期間において、同社と同一の場所で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間を通じて、給与はA社の庶務係から直接受け取っており、厚生年金保険料についても引き続き給与から控除されていたことから、昭和36年8月1日からB社が厚生年金保険の適用事業所となる同年10月1日までの申立期間についても、厚生年金保険料の控除が継続

していたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 36 年 7 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福島厚生年金 事案 461

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和55年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月20日から同年7月1日まで

私は、A社に入社して以来、現在まで継続して勤務しており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落していることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった人事記録カード、雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和55年6月20日にA社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年7月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和40年6月3日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和40年6月3日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和45年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年12月10日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和61年12月10日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和38年9月11日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和38年9月11日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年6月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和43年6月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和51年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和51年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年8月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和46年8月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成元年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成元年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与

台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の訂正届及び給与台帳の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年6月8日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和45年6月8日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月21日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和50年3月21日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和45年3月5日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和45年3月5日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年11月4日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和61年11月4日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年1月7日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和61年1月7日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年12月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和61年12月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和53年6月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和53年6月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和44年12月11日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和44年12月11日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和62年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和62年4月1日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、雇用保険の加入記録、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和46年7月30日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、平成2年2月については、社会保険事務所から「年金額に反映しない期間である。」との回答を受けたが、当該期間についても厚生年金保険の年金額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和46年7月30日、資格喪失日が平成2年3月1日とされ、当該期間のうち、同年2月28日から同年3月1日までの期間については、同社を承継するB社から提出された申立人の資格喪失日を同年3月1日とする資格喪失年月日訂正届に基づき、社会保険事務所が6年1月20日付けで、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と確認し記録しているところ、前述の訂正届及び給与台帳等の資料により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年3月1日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険庁のオンライン記録及び前述の訂正届から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出るべきところを同年2月28日として届け出たとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から47年3月まで

私は、昭和42年8月にAからB町の実家に戻り、実家が営む自営業に従事するようになった。その際、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、父親が私の分も一緒に、C納税組合を通じて納付していた。

社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳に、発行日が昭和49年6月3日と記録されていることから、このころに国民年金の加入手続をしたものと考えられるが、この時点で申立期間は時効により納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の父親が納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたと述べているところ、当該組合に照会しても、申立期間当時の納付状況等は確認できなかった。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする父親は既に死亡しているため当時の状況について証言が得られず、国民年金保険料の納付状況等について不明である上、申立人の父親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 6 月まで

私は国民年金制度が発足してから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。私の姉が国民年金に加入していなかったため、国民年金について姉に説明したところ、姉も国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。

私は、申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料も納付していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、10 年を超える期間となっているところ、申立人は、明治 44 年 4 月 1 日以前の生まれであることから、制度上、10 年年金に任意加入することは可能であったものの、10 年を超える期間について国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の説明により申立人の姉が国民年金に加入したと主張しているが、申立人の姉は、明治 39 年 4 月 2 日より前の生まれであることから、国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が定かではない上、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金受付処理簿を確認しても、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月30日から28年8月1日まで

社会保険事務所の被保険者記録照会回答票によると、私のA社における厚生年金保険の加入記録は、昭和28年8月1日から29年3月25日までとなっている。実際に入社したのは27年12月30日であり、被保険者期間が短いと思うので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する郵便はがき及び履歴書から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、申立期間当時、数か月の試用期間を設け、当該期間には社会保険に加入させていなかったと思われると述べているほか、同僚も試用期間があったことを記憶しており、入社を覚えている複数の同僚の同社における厚生年金保険の加入日は、入社時期から数か月後の日付となっている。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月から24年3月まで  
② 昭和26年7月1日から28年9月1日まで

申立期間①については、私の厚生年金保険の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和24年4月1日となっているが、22年3月からA市にあった進駐軍キャンプの食堂でコック見習いとして勤務していたので、この期間も厚生年金保険に加入していたと思う。

その後の申立期間②については、厚生年金保険の未加入期間となっているが、申立期間②を含む昭和24年12月9日から30年12月28日までB事業所で継続して勤務していた。

したがって、申立期間①及び②について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、進駐軍施設に勤務する日本人労働者は、日本政府の被雇用者としての身分を有していたものの、社会保険制度が適用されたのは昭和24年4月1日であり、社会保険庁の記録により、申立人は、同日付けで厚生年金保険被保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②については、申立人に係る社会保険庁の記録及びC県公文書館が保管する進駐軍施設に係る「退職金支給手当台帳綴」により、D事業所が管理をしていたB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、日本政府とE軍との間で締結された労務基本契約により、昭和26年7月1日から進駐軍施設のクラブ、食堂など非軍事的業務に勤務する日本人労働者については、E軍の直接雇用により切り替えられ、日本政府の被雇用者としての身分を失ったことから、厚生年金保険の被保険者資格を喪失

することとなった。

また、前述の「退職金支給手当台帳綴」により、申立人は、D事業所を昭和26年6月30日に退職していることが確認できることから、同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している社会保険庁の記録に不自然な点はみられない。

さらに、社会保険庁の記録により、B事業所は、昭和28年9月1日に個人を事業主として厚生年金保険の適用事業所となっていること、及び申立人も同日付けで同事業所において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間②当時、同事業所は適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。